

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、一般課税で消費税申告をする事業者は、保存すべき帳簿の記載事項やインボイスの要件がありますので、留意が必要です。

免税事業者	インボイス対応不要	この記事は対象外
課税事業者	簡易課税	
	一般課税	支払インボイス対応必要

● インボイス制度の特例に対応した帳簿（摘要）の記載

インボイス制度における帳簿の記載事項については以下の通りです（従来も同様）。

① 支払先名 ② 年月日 ③ 支払内容 ④ 金額

①③は、会計ソフトや各帳簿の摘要欄等に、簡潔明瞭に記載すればOKです。また、帳簿を補完する書類として、現金出納帳・銀行通帳・クレジット利用明細・立替精算書等の保存が必要です。

● 支払インボイス保存の経過措置・特例

支払インボイス保存について、下記のような経過措置や特例があります。

免税事業者等の経過措置	
フリーランス・零細店舗等の事業者や、メルカリ・ヤフオク等の個人出品者など、免税事業者への支払でも、2026年9月30日までは消費税相当額の80%、2029年9月30日までは消費税相当額の50%を仕入税額控除することができます。	
出張旅費特例（出張旅費・通勤手当）	
出張旅費	社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等はインボイス不要 （出張旅費精算書の作成がベター）
通勤費	社員に支給する通勤手当等はインボイス不要
立替経費	
従業員立替	宛名が経費を立て替えた従業員名となっている場合でも、以下の場合は認められます。 ① 従業員名簿と当該請求書等を保存する ② 立替精算書と当該請求書等を保存する
取引先立替	宛名が経費を立て替えた取引先名となっている場合でも、以下の場合は認められます。 ① 立替精算書と当該請求書等を保存する ② 立替精算書（支払先名・登録番号等の記載あり）を保存する
公共交通機関、自販機	
3万円未満の、公共交通機関運賃、自動販売機等からの商品購入等、はインボイス不要	
古物商の特例	
中古車の下取りなど、消費者からの仕入であっても、古物台帳を作成保存することで、仕入税額控除することができます。	

【夏季休業のお知らせ】

8月13日（火）～15日（木）は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日（金）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください

■税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

（注） 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。